

第十回 参議院文部委員会會議録 第二十一号

(三〇三)

昭和二十六年三月十七日(土曜日)午前
十時五十一分開会

本日の会議に付した事件

○教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員(堀越二郎君) それではこれより本日の会議を開きます。

日程に載せております教育職員免許法の一部を改正する法律案、教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案の提案理由を承ることにいたします。

○政府委員(水谷昇君) 只今議題となりました教育職員免許法の一部を改正する法律案及び同法施行法の一部を改正する法律案につきまして、一括してその提案理由を申述べます。

教育職員の資質の保持と向上を図るため制定されました教育職員免許法及び同法施行法は、施行以来一年有半を経過いたしました。この間において、各都道府県における新免許状の交付事務も着々と進行し、又全国各地には、各方面の理解ある協力により、認定講習、大学の公開講座、通信教育等の現職教育施設が設けられると共に、これらの現職教育施設における指導者についても、米国の好意により、アイフェルの数々の開催によつて、指導能力の充実に努めることができ、免許法の所期する目的が着々実現されつつあります。これは、誠に御同慶の至りであります。

元来、免許法及び同法施行法の規定の影響するところは、大学における教育職員の養成制度、現職教育の基準、現職者への新免許状の交付等その範圍頗る広く且つ深いものがあり、又教育職員の需給状況とも密接な関連を持つてゐるのであります。

政府は、免許法及び同法施行法のかかる性格と、同法施行後の状況とに鑑み、これらの法律の規定を実情に即せしめるよう常に研究を続け、すでに一年、昨年と二回に亘り改正案を提出したのでありますが、その後、教育刷新審議会の建議や、教育職員免許等審議会の答申もありましたので、更に各方面の意向をも勘案し、慎重に研究いたしました結果、ここに第三次の改正案を提出することとした次第であります。

今回の改正を以て現下の教育界の突情にも応じ、又免許法上における不均衡は、殆ど排除されるものと考えらるものであります。

次に、両法案の主要点について簡単に説明いたします。初めに免許法の一部改正について述べます。

第一は、私立の中学校及び高等学校における宗教教育の振興に資するたため、私立学校においてのみ有効な、宗教の教科についての免許状を新設したことであります。

第二は、大学における教職課程担当の教員不足の実情並びに芸術科及び実業科の教員の養成の困難な実情に鑑み、当分の間の特例的措置として、教職に關する専門科目の単位のうち、若干の単位を、教科に關する専門科目について、修得し得る途を拓いたことであります。

第三は、臨時免許状の有効期間は、一年が原則であります。が、教員需給の状況等地方の実情に應じ、その期間を二年とするのであります。この特例を設けたことであります。

次に施行法の一部改正について述べます。

第一は、上級免許状授與に關する特例を定めた施行法第七條の規定の有効期間を、延長したことであります。この有効期間につきまは、前国会において三カ年間延長されたのであります。が、今回更にこれを五カ年間延長し、昭和三十六年三月三十一日までとしたのであります。これは、師範学校等、旧制学校の卒業者に、等しくこの規定の適用を受けうる機会を與え、教育界に安定を與えようという趣旨に基づくものであります。

第二は、僻地の校長の供給を容易にするため、教員の二級普通免許状所所有者のみでなく、教員の二級普通免許状所有者であつても、十年以上の教職経験があれば校長候免許状を受けられるようにしたことであり、

第三は、前国会で成立しました国立

学校設置法の一部改正により、商船高等学校が設置され、この四月一日から発足する状況にありますので、商船高等学校の教員の免許状に關する規定を整備したことであり、又この際、電波高等学校の教員の、免許状授與の根拠規定をも整備いたしました。

第四は、施行法第一條に規定する旧教員免許状所有者に対する新免許状の交付は、従来省令の規定によつて実施して参りましたが、今般これを、法律において明確にいたしましたことであります。これに伴ひ旧資格のまま教員たる期間を規定いたしました施行法第八條の規定を改正して、昭和二十七年三月三十一日まで一年間延長し、この期間内に、旧資格の現職教員が、新免許状の授與又は交付を受け得るよう措置いたしましたのであります。

以上申述べましたのが、教育職員免許法並びに同法施行法の一部を改正する法律案の提案理由並びにその要点であります。

何卒慎重審議の上、速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○政府委員(福田清助君) 只今法案の内容について説明せられたのであります。が、それが提出いたしましたのであります。そのうち如何に配列されていくかという点だけにつきまして簡単に御説明いたします。

第二條第二項の改正、これは第七條第二項の追加と、附則第二項を削除したことに関連いたしておりますが、今までの法律におきましては、勤務成績の証明をいたします所轄庁の定義を第二條でいたしておりました。附屬学校の校長、教員については大学管理機關とし、附則でその大学管理機關は大学の学長であると定めておつたのであります。が、第二條のうちこれをまとめたのであります。

それから第四條第六項の改正、第九條第一項の改正、これに伴ひ別表第一、備考第一の改正であります。が、先ほど申し上げましたように、新たに新制高等学校としての商船学校が発足いたしますので、免許科目のうち商船を加えましたのと、私立学校のみにいて効力を有する宗教の免許科目を新たに設けまして、私立の中学校、高等学校における正科としての宗教の教育を容易ならしめようとしたのであります。

それから第七條の改正、これに関連いたしまして、附則第三項の削除、別表第一、備考第一の改正がございまして、これは免許法制定當時におきましては、まだ短期大学の制度が確立いたしておりましたので、専門学校が將來に亘つて存続することを予想いたしましたのであります。が、すでに専門学校が多くなつてきて、或いは短期大学に転換いたしておりますので、この点を改正いたしたわけであり、そのうち、そうしてなお旧専門学校の將來の卒業生に対しては、本法によりますよりもより有利に免許状が與えられることになるわけであり、

第七部 文部委員会會議録第二十一号 昭和二十六年三月十七日【参議院】

第十八條の改正であります。これは元の外地引揚者等に対して免許状を與える根拠を明らかにしたものであります。

附則第八項、備考を新たに設けましたのは、四年制の専門学校卒業者に、これに相当する学校といたしまして、予科一年、本科三年の専門学校卒業者等を含めたいという意図に出たものであります。

それから附則第七項を新たに設けましたのは、臨時免許状の有効期間は現在一年を原則といたしておりますが、地方の実情に応じて二年とするところとができるというふうに改めたのであります。

それから附則第八項を設けましたのは、免許法第五條に規定する資格事項として、高等学校を出ない者には免許状は與えられないのであります。が、養護教員の供給が困難だという実情に鑑みまして、乙種看護婦、旧看護婦の免許を有する者は、たとえ高等学校を出てなくても養護助教諭の免許状を與えるようにしたのであります。

別表第一、備考第四号、第五号を設けましたのは、第四号は、大学における教職課程を担当する教員数が現在不足しておるといふ実情に鑑みまして、中学校教諭一級普通免許状或いは高等学校教諭二級普通免許状の授與の場合におきましては、大学において修得すべき教職科目の単位の二十単位のうち、五単位までは当分の間教科に関する専門科目について修得することができるようになりましたのであります。

それから第五号は、中学校及び高等学校の芸術科或いは実業科の教員の供給が困難であるという状況に鑑みまし

て、これらの教科の免許状授與の場合には、大学において修得すべき教職科目の単位の半分までは当分の間教科に関する専門科目について修得してよいという特例を設けたのであります。

それから別表第三の改正であります。この改正は、養護教諭の供給を容易にするために、養護教諭養成機関へ入学する資格を有する者の中に、旧制高等女学校卒業者で旧制看護婦、又は乙種看護婦の免許を有する者を追加したのであります。

それから別表第四の備考の追加であります。この備考は他省所管において少年院、教護院等、学校類似の教育施設がございまして、これらにおける経験年数を小学校又は中学校等における教職経験年数に含めることを規定いたしましたのであります。

それから別表第五を改正いたしましたのは、内容は従前の通りであります。が、明確にいたす意味において整理いたしましたのであります。

それから別表第六を改正いたしましたのは、養護教諭の供給を容易にいたしますために、養護教諭の仮免許状を受けられる者の中に、旧保健婦及び旧看護婦の二つの免許状を有する者を加えたのであります。

それから別表第七の改正であります。別表第七は本法立案の際に特殊教育の教員養成施設の実情に鑑みまして、特別の考慮を払つたのであります。が、その後における特殊教育の教員養成施設或いは現職教育施設が強化して参りましたのに応じて、又他との均衡も考へまして、相当の単位修得を必要とすることに改めたのであります。

それから別表第七、備考の改正であります。この改正は別表第四、備考第四号の追加の場合と同じ趣旨でありまして、校長、教員の経験年数に他省所管の学校類似の教育施設の職員としての経験年数を包含いたしましたのであります。

次に施行法の改正についてであります。第一條第一項第九号を改正いたしましたのは、旧幼稚園教員免許状所有者に対して、幼稚園教諭二級普通免許状のほかは小学校教諭仮免許状を與えようとするものであります。

第一條第三項、第四項を新設いたしましたのは、第一條第一項の規定によつて教職免許状の所有者は、それぞれ相當の新免許状を有する者とみなされておりますが、それらに對する新免許状の交付については、従来省令で規定しておりましたが、法律で規定するのが適當と考へて、ここに條文を設けたわけであります。

第二條第一項の表中第三号の改正であります。が、実業補習学校教員養成所又は青年学校教員養成所の卒業者の中に、旧令の規定でこれと同等の資格を認めていた者を含めようとするものであります。

同じ表の第七号の改正であります。が、この改正は旧教員免許令による指定学校又は許可学校以外の専門学校の卒業者で、三年以上の教職経験のある者に小学校、中学校のほかに、高等学校の教員の場合にも教諭二級普通免許状を與えようとするものであります。

又同表第七号の三及び四であります。が、この改正は旧国民学校、専科教員免許状又は旧国民学校初等科教員免許

状の所有者で、五年以上教職経験のある者に對しまして、それ／＼中学校或いは小学校の教員二級普通免許状を與えようとするものであります。

同じ表の第九号の改正で、青年学校は昭和二十三年三月三十一日まで廃止になりましたが、この廃止を見込みまして、それ以前にこの学校の教員で配置転換された者も相當ありますので、これらの者にもこの規定の適用を受けさせようとする改正であります。

同表第十四号の改正であります。が、これは新たに設ける第二十号の三の規定との重複を避けるためのものであります。

それから同表第二十号、第二十号の二の改正であります。が、電波高等学校の教員の資格について整備をいたしましたのであります。

同表第二十号の三、第二十号の四、第二十号の五につきましては、これは商船に關する教員の資格をここに整理いたしましたのであります。

同表第二十四号の改正であります。これは先ほど申しました第一條第一項の表の第九号の改正と同じ趣旨であります。

同表第二十五号の改正であります。が、これは僻地の学校の校長の供給を容易にするという考慮から、教員の二級普通免許状の所有者ばかりでなく、教員の二級普通免許状所有者でも、十年以上教職経験がありますれば校長仮免許状を與えようとするものであります。この号のうち「ハ」は従前の例により、商船学校の校長について同様の規定を設けたわけであります。

同じ表の第二十九号、第三十号の改正であります。が、これは昨午人事院規則が改正されて、一般職の官吏につきまして一級、二級の區別がなくなつたのであります。が、まだこれに代るべき職階の制度が確立してありませんので、経過的な規定として「これらに相當する職員」を加えたのであります。

同じ表の第三十一号の改正であります。が、これは大学の教員、旧制大学、大学予科、高等学校、専門学校、或いは教員養成諸学校の先生で、五年以上教育に關する科目を担当した経験のある者に、指導主事の仮免許状を與えようとするものであります。

第七條第一項本文を改正いたしましたのは、第七條の有効期間の延長に伴ひまして、新制大学並びに他省所管の教育施設における教職についての経験年数を、教育職員の経験年数に算入しようとするものであります。第八條の改正、これは第一号の改正に伴うものであります。従来省令で規定いたしました免許状の切替へについてでありましたが、現職者中にはまだ新しい免許状を受けていない者もありますので、その事務整理の期間として、免許法第三條第一項の規定の適用の猶予期間を一年延期しようとするものであります。

附則第三項、第四項創設についてであります。が、これは免許法施行の際に現職にあつた無資格の教育長、指導主事に対する経過的な特例があつたのであります。が、すでにその期間が切れておりますので、これを整理いたしましたのであります。

附則第五項の改正は、認定講習の特例を定めました施行法第七條の有効期

育学校、盲教育学校におきまして收容いたしました教員をこの際別に減少いたしましたわけではないのでございまして、更にその上において、教員の質を上げて、更にその上において、所定の標準を達成する意味において、所定の標準を達成

けたのであります。先ほど申し上げましたように、学年進行に伴いこの教授陣容も増強するに従つて、だん／＼手

○矢嶋三義君 詳細については又このコースを中心として行えることを期待いたしておるわけでございます。

育はまさしく特殊なのでありまして、
教員の養成なりその取扱ひにつきま

でも特殊に取扱つて、特殊教育が十分徹底するように特に考慮して頂きたい、ということ要望して、この点は質問を打廻ります。

次に今度のこの法律案で一番問題
は、附則の第二項だと思つてゐる。こ
の点につきましてはこの前若干質問が
行われたわけですが、この附則
の二項だけが最も質疑が集中するべき
点であると思つてゐる。この二項につ

重大な項だと考えます。この点について若干お尋ねいたします。この前お伺いしたように、この二項の適用と

よつて、別に辞令を發せられないで職員の身分を失うというかたは、どの程

たでしようか。

○政府委員(稲田清助君) この点に

きまして、御分顧の御答へいたしませう。よろしく、まだ本年度が残つておりますので、いよいよ最後の際に至りますます、確定数字は得られないのでございませう。併しながら私どもといはしまして

は、そうした実情をつかみたいと存じておりました、各学校に照会いたしておりました。まだそれに対する回答を集めてないのでございますが、およそ今まで各大学から見たかた、おそろいでしたり、今まで報告のありました点等から総合いたしますれば、およそ三十名前後くらいではないかと思つておりますけれども、併しながらまだこれから半月ばかりの間におきましても、いろいろ各大学におきましてこうしたかたの身の振りかたについては御考慮があつて、更にそうした見込も減少するのではないかと思つております。はつきりした数字をつかんでお答え申上げることのできないことを大変申訳なく考えております。

○矢嶋三義君 この問題はもう一年前から、否、もうその前からも予測された問題であります、先般もお伺ひしたところによりますと、この項の適用を受けて職員的身分を失つた人に対する待遇その他の取扱いかたについては、現在考究しておるのだという御答弁を頂いたのでありますが、いやしくもこの法律案を提示する以上は、提示される前に大休人員は幾ら、その取扱いはどうするかということがはつきり政府内部において確定しているべきものだと思うのですが、やはり確定していないのですか。確定してないといふれば私は少し遺憾じやないかと思うのですが、如何お考えになりますか。

○政府委員(稲田清助君) この際退職金等につきまして特別の処遇を受けます者は、別段この附則二項に掲げておられます者に限らないのでありまして、依願退職のかたもやはり包含するわけでありまして、我々といひまして

は、こうした場合に、およそ退官するかの概数、これをまあ予定いたしまして、財政当局その他とかねてから折衝いたしておりました。又それについての処遇の閣議決定、これはほかにやはりこうしたこの際退官されるかたについて取扱ひもございします。恐らくそれらと併せまして近日決定を見ることが存じております。我々といひましては、そうした特別の処遇が十分で得る見込を以て今関係各省と話し合ひいたしておるわけでございます。

○矢嶋三義君 国立大学の教職員については、私が申上げるまでもなく、その身分取扱ひについては国家公務員法があるし、更に教育公務員特例法、これによつて身分の取扱ひかたをやつておるわけでありまして、これだけで十分ではありませんか。私は国立大学の教職員はその身分保障の立場から、特例法の第五條で従来は事前審査がある、而も公開審査までも規定されておる。それほど重く取扱はれておるとこの大学の教職員を、この大学設置法の附則あたりで機械的に身分を失うというように規定することは、私は教育公務員特例法で大学職員の身分を保障しているその精神と相当食い違ふところがあるのではないかと考えるのですが、これに対する所見はどうですか。

○政府委員(稲田清助君) お話のように国家公務員法におきましては第七十八條第四号の規定がございまして、一般にいわれる廢官廢庁の場合には、本人の意に反して免官し得るという規定があるわけでございます。ただこの国家公務員法は一般規定でございます

ので、いわゆる廢官廢庁がどういう形において行われるかというところは、これは予想が付きませんので、それに照応いたしまして、各種の設置法とか或いは各種の官庁廢止法というふうな場合に、その省の政廢の形に従ひまして、従来の職員がどういう形になるかというところを規定するのが常例だと考へております。例えば商工省が通商産業省に変わりましたような同じような性質で、新しい官庁ができる場合には、前の省の職員は、辞令を用いずして新しい省の職員になると、こう規定いたしました。又このたびのような場合のように、違つた性質の機關ができました場合には、辞令を用いずして廢止になり、新しい機關に採用されるのは新しい採用手続を以てする、こういうのが常例であると考えております。そうした点におきまして、法の穴があきませんように、この第二項の規定を設けた趣旨でございます。

○矢嶋三義君 その点局長の説明、一部はわかるのでありますが、一部は私は了承できないのであります。だとすれば、この前も質疑応答をされたのであります、昨年高等学校は二十七自然廢校になる場合に、その際には附則は附けていなかったわけですね。それから又外交官あたり、機構が變つた場合でも、つまり公使とかいうような資格を持ちながら、無任所的に残つておるような人があつたやありませんか。

○政府委員(稲田清助君) 外交官の場合には私は存じませんが、とにかく第三條の改正によつて従来の学校はなくなつて参ります。それに關しまする、御審議頂いております予算において落

ちておる。つまり戻しようにも戻すべき場所がない。新しい大学に入るに、大学に入る資格はまあ別でありまして、又大学の管理機關が選考するといふことで、これは別の問題だと思つております。先ほど身分保障の規定に關連してお話がありましたが、仮に事前審査をいたしましたが、何を審議するかと言へば、第三條の規定によつていつ学校がなくなつたか、なくなつたことが事実であるか事実でないかといふこと以外には論ずる問題がないのじやないか、仮に元の学校に戻すべしといふことになりまして、なくなつた学校に戻すわけには行かない、事後審査についても同様であらうと思つております。事後審査の規定を適用しないといふのは、教育職員定員法の改正あたりにおきまして常に規定いたすところであつて、別にこの場合問題ではないのじやないかと私は考えております。

○矢嶋三義君 それでは昨年高等学校を廢止される場合には、予算との關係はどうしたのでございしますか。

○政府委員(稲田清助君) 大休新制大学の転換についての實際を考えたわけでございますが、旧制高等学校の職員は、大休新制大学の教員の資格を持つた者です。又その当時におきましては同じ程度の専門学校、師範学校、高等学校といふものが、それらの大学に包括せられて存在いたしておりましたので、万一大休学部に行けないかたがたにおきまして、かたわらこうした専門学校等において教鞭をとることができた。又實際そうした実例でありましたので、こうした第二項を設けるような實際の必要がないと考えまし

て、昨年はこの規定を設けなかつたのであります。

○矢嶋三義君 それではちよつと角度を変えて伺ひますが、現在の新制大学は定員一ぱい充實ができてゐるんであります、それと若干の欠員が、資格などの關係で、補充できるように、欠員ができてゐるんですが、その実情はどうですか。

○政府委員(稲田清助君) 新制大学の定員が全部充ちたといふことは今までもございせんし、差当り全部充ちる見込はないのでございします。ただこの定員という問題についてであります、單に頭数だけでなくて、その内容の質の問題、性質を考えなければならぬと思つております。新しい新制大学程度の教授資格、又は新しい新制大学に設けられる講座の専門によつてこれを充實して参りますわけでありまして、旧専門学校の定員總数と新制大学の定員總数と、後者のほうが多少余計ありまして、旧専門学校の定員がすべて新制大学に包含し得る見込はないのでございします。

○矢嶋三義君 この問題は前から予想されたことであります、各大学の学長は一年前から頭を痛めてゐる問題で、それ、大学において善処せられて本日まで來、現在も善処されつつ、現在大学においても最も重大な問題だといふことは御承知だと思つてゐます。先ほど局長は、予算關係とも關連してと申されましたが、私若干の大学を当り、又聞いたところによりますといふと、予算の面においては心配がないように私は聞いております。局長自身、各大学で考慮してゐるであらうといふことを認められておりますし、更に、

私はつきりはつかんでいないが、僅かあるであろう、今後の各大学の善処、考慮によつて更に減少するものと思ふという意味のことを申されているわけでありますが、そういう実情、現段階において、私はこの附則の第二項において規定して、画一的に自然職員の身分を失ふというのをしなくとも、私は各大学の善処によつてこれは解決できる。而も大学教職員の身分の保障という立場においても符節が合いますし、大学教職員に不安を起さすこともないので、この附則第二項というものはただここに書かなくとも、昨年の国立大学設置法の一部改正のときと同様に、この附則を私は載せなくてよろしいものだ、この考えるのです。局長の所見は如何でしょうか。

○政府委員(稲田清助君) 同じことを繰返してお答えいたすようで大変恐縮なんです。先ほど申し上げましたように、この附則二項を設けましたのは、一般の例に従ひまして、こういう規定を設けませんと、法的に欠陥を生ずるといふ考えから出たわけでございます。又同時にこうした規定を設けまして、ここに廃官、廃庁を行う普通の形にいたしますことは、又同時にこの場合に対して普通廃官、廃庁の場合に考えられます、やはり行政整理に關する特別の方法もこれと関連して考へ得るわけでございます。お話のように三年前から予測せられたことであり、大学の学部が吸収して然るべきか、または、年次的に漸次吸収して参りましたし、或いは他の公立学校その他に転換せられるかとも漸次転換しつつあるわけでありますけれども、併しなからやはりなお性質上、違つた学校が一

つは廃止になり、一つは創設せられることでありますので、その転換せられない場合も予想して、この場合の規定を設けることが適當ではないかと考へております。身分保障のお話もございまして、これは附則二項によつて起る問題でなくて、三條の改正の、学校の廃止ということであろうことが起り得るわけであります。附則二項につきましては、たとえ先ほどお話をいたしましたように事前審査、事後審査をいたしても、別に何を論じ何を争うかというところは、三條によつて学校が廃止されたか否かということに對してだけの問題であつて、別にそれに対して救済すると言つても、学校がなくなつた場合に、なくなつた学校に復帰することはできないのは明らかであります。その点については、身分保障のためにこの二項を置かなければならぬというふうにも考えられるのであります。

○矢嶋三義君 局長は非常に形式的なことを申されておりますけれども、法的に欠陥がないように申されるならば、昨年度の二十七校からの官立学校の廃止については、当然この附則を附けるべきであります。昨年附けていなかったものであります。なお私が申上げる点は、この附則を附けることによつて、現在大学で考慮、善処されておるの、この附則を附けることによつて私は困難をするのじやないか。そういう点を懸念するわけですか。〔ノー、それは余計な心配だ〕と呼ぶ者あり。むしろ附則を附けて置かなかつたほうがうまく解決できるのじやないか。こういうような立場から私申し上げておるわけでありますが、これ以上質問はやめます。

○委員(堀越俊郎君) 他に御発言はございませんか。

○高橋道男君 簡単なことですが、附則八項の改正のことで、国立大学に附属する高等学校が昭和二十八年三月三十一日までである。その附則の説明のときに政府委員は、日にちを言わずに、自分の間と言われているのです。これは速記をまだ見ないのでわかりませんが、それはこの日附の現在において或いは高等学校の原級にとどまる者ができる。こういうような者を想像して、場合によつてはこの日にちを延ばさなければならぬという含みの下に言われたのですか。ただ單に三月三十一日ということをして別の表現で自分の間と言つたのですか。

○政府委員(稲田清助君) 自分の間と申したのは、これは誤りでございまして、昭和二十八年三月三十一日、その附屬高等学校が学年進行をいたしまして終了したわけでございます。はつきり二十八三年三月三十一日まで存続するわけでございます。

○委員(堀越俊郎君) 他に御発言はございませんか。

○加納金助君 なおこの問題につきまして私も簡単に御質問申し上げたのですが、只今ここに配布されましたこの平衡交付金増額の要求につきまして打合せをした、ところが私のほうの委員に、非常に急いでほかに行かなければならぬようなところがあるので、この際一つそれを譲って頂きたいと思ひます。

○委員(堀越俊郎君) もう御発言なければこれの質疑を打ち切りますから、續いて懇談会にしたいと思ひます。如何でしょうか。

○矢嶋三義君 議事進行について。そちらの意向に異議はありませんが、一部改正する法律案は、今質疑応答も一応終了したわけでありますから、特に採決だけは延ばして頂きたい。

○加納金助君 この問題につきましてちよつと政府委員のかたにお伺いしたいのですが、千葉大学の工学部をば千葉工学部と、かように変更されるようでありますが、つきましては変更と同時に、この従来の工学部に対するところの学科その他はこれから削除されるのか、或いはむしろ工学部といたしまして拡充強化して行かれるのであるか、その辺を一つ承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 千葉大学の工学部には、御承知のように現在工業意匠科という科がすでに存在いたしております。この工業意匠科におきましては、新しい意味においての産業教育に關連いたしまして、他の機械科或いは建築科その他と密接な連繫を持ちまして、いろいろ工業製品の製造から配給に至りますまでの間において工業意匠、いわゆるデザインという面において、従来の我が国の大学の工学部の教育に欠けておりました面を充實いたしたいという意味で設けられておるわけでございます。それでこの包括せられておりました従来の工業専門学校の各学科は、この三月限り廃止いたされるわけでありますが、存続するかというお話でございますが、勿論そう教育の程度が變つて参ります。併しなからやはりこの輸出産業とこうした工業意匠というような点につきましては、

新しい学部におけます、充實いたして行く見込があるわけでございます。

○加納金助君 更にちよつとお伺いたしますが、或いは文部省におきまして単科大学でも設けまして、この工業の学問をますます、拡充強化するといふ、こういうような御計画なり、或いはさような目的等はございますか、どうですか。

○政府委員(稲田清助君) 従来のこの専門学校程度の学校が廃止せられまして、新たに大学の学部が新設せられた。その間におきまして従来の専門学校においていたしておりました工業教育というような程度のもは、若しできまさらば、我々いたしましては將來この短期大学の程度の教育を国立大学においても充實して参りたいという念願を持つておるわけでございます。

○加納金助君 了承いたしました。

○委員(堀越俊郎君) それでは本法案はこれを以て質疑を終了いたすことにして御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(堀越俊郎君) それでは討論採決は次回にいたすことにいたします。

これで本委員会を終了して、懇談会に移りたいと思ひますが、懇談会で各派の御了承を得ますれば、本委員会において決議したものと認めて行動したいと思ひますが、如何でございますか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(堀越俊郎君) それではこれより懇談会に移ります。

午前十一時四十四分懇談会に移る

午後零時四分懇談会を終る

○委員長(堀越儀郎君) それでは本日はこれで散会いたします。

午後零時五分散会
出席者は左の通り。

委員長 堀越 儀郎君
理事 加納 金助君
木内キヤウ君

委員 木村 守江君
工藤 鐵男君
平岡 市三君
荒木正三郎君
高田なほ子君
高良 とみ君
高橋 道男君
山本 勇造君
大隈 信幸君
矢嶋 三義君

政府委員

文部政務次官 水谷 昇君
文部省大学 学術局長 稲田 清助君
事務局側

常任委員 石丸 敬次君
会専門員 竹内 敏夫君
常任委員 会専門員

三月十五日日本委員会に左の事件を付託された。

一、教育職員免許法の一部を改正する法律案
一、教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律案
教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「大学の管理機関」を「大学の学長」に改める。

第四條第六項第一号中「商業及び水産」を「商業、水産及び船舶」に、同條同項第一号及び第二号中「及び外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。)」を「外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。及び宗教)」に改める。

第七條中「学校教育法第九十八條第一項に規定する専門学校」を削り、同條に次の一項を加える。

2 所轄庁が前項の規定による証明書を発行する場合において、所轄庁が大学の学長で、その証明書の発行を請求した者が大学附置の国立又は公立の学校の教員であるとときは、当該所轄庁は、その学校の校長の意見を聞かなければならぬ。

第九條第一項中「都道府県」の下に「(中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立又は公立の学校の場合を除く。以下本條中同じ。)」を加える。

第十八條中「外国」を「外国(本州、北海道、四国、九州及び文部省令で定める附屬島、以外の地域をいう。以下同じ。)」に改める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第四項を附則第二項とし、以下附

則第七項まで二項ずつ繰り上げる。附則第八項を附則第六項とし、同項の表に次の備考を加える。

備考 この表の第一号のロ、第三号のロ及び第五号のロに掲げる基礎資格を有する者には、これに相当する者として文部省令で定めるものを含むものとす。

同項の次に次の二項を加える。

7 臨時免許状については、当分の間、相当期間にわたり普通免許状又は仮免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第九條第三項の規定にかかわらず、都道府県の教育委員会及び都道府県知事が協議して、都道府県の教育委員会規則又は都道府県規則で、その有効期間を二年とすることが出来る。

8 養護助産婦免許状は、保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)による乙種看護婦の免許(以下「乙種看護婦の免許」という。)を有する者又は同法第五十三條に該当する者で、第五條第一項第二号に該当しない者にも授與することが出来る。

別表第一の備考第一号中「学校教育法第九十八條第一項に規定する専門学校」及び「生徒及び」を削り、同表備考第二号中「大学の別科」の下に「(昭和二十五年に於ける課程に限る。)」を加え、同表備考第三号中「及び外国語」を「外国語及び宗教」に改め、同表備考に次の二号を加える。

四 この表の中学校教諭の一級普通免許状及び高等学校教諭の二

級普通免許状の項の教職に関する専門科目についての大学における最低修得単位数二十単位のうち五単位は、当分の間、当該免許状に係る教科に関する専門科目について修得することが出来る。

五 この表の中学校及び高等学校の教諭の免許状の項の教職に関する専門科目についての大学における最低修得単位数については、当分の間、中学校にあつては音楽及び図画工作、高等学校にあつては音楽、図画、工作、書道、農業、工業、商業、水産及び船舶の各教科の免許状の授與の場合には、その半数(前号によつて当該免許状に係る教科に関する専門科目について修得することを認められた単位数を含めて計算するものとする。以下「単位」という。)を当該免許状に係る教科に関する専門科目について修得することが出来る。

別表第三の基礎資格の欄中「(昭和二十三年法律第二百三十三号)」を削り、「高等学校を卒業し、保健婦助産婦看護婦法による乙種看護婦の免許(以下「乙種看護婦の免許」という。))を有し、」を「乙種看護婦の免許を有し、又は保健婦助産婦看護婦法第五十三條に該当し、」に改める。

別表第四の備考に次の一号を加える。

四 第一欄に掲げる学校の教員には、これに相当するものとして文部省令で定める学校以外の教育施設において教育に従事する者を含むものとし、証明すべき所轄庁については、文部省令で

定める。

別表第五の第二欄中「次の項に掲げる」を「中学校又は高等学校の第一欄に掲げるそれぞれの実習についての教諭の」に改める。

別表第六の第二欄中ロの次に次の一号を加える。

ロの二 保健婦助産婦看護婦法第五十一條及び第五十三條に該当すること。

別表第七中育学校、ろ、学校又は養護学校の教諭の一級普通免許状の項の第四欄に「六」を加える。

同表の備考を次のように改める。

備考 第三欄中「校長」には、大学(学校教育法第九十八條の従前の規定による大学、大学予科、高等学校、専門学校及び教員養成諸学校を含む。以下同じ。の長及び教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二條第三項(第二十

四條第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下に規定する部局長(私立の大学におけるこれに相当する職員を含む。並びに文部省令で定める学校以外の教育施設の長を、「教員」には、同法第二條

第二項(第二十四條第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下に規定する大学の教員及び文部省令で定める学校以外の教育施設において教育に従事する者を含むものとし、証明すべき所轄庁については、文部省令で定める。

附則
この法律は、昭和二十六年四月一

日から施行する。

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律

教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項の表の第九号の下欄中「幼稚園の教員の二級普通免許状」を「幼稚園の教員の二級普通免許状及び小学校の教員の仮免許状」に改める。

同條に次の二項を加える。

3 第一項の規定により、同項の表

の下欄に掲げる教員の免許状を有するものとみなされた者は、それぞれ当該下欄に掲げる教員の免許状の交付を受けるものとする。

4 前項の免許状の交付は、免許法第十五條に規定する免許状の再交付とみなす。

第二條第一項の表の第三号の上欄中「卒業した者」の下に「これに相当するものとして文部省令で定める者を含む。」を加える。

同表の第七号の下欄中「及び中学校」を「中学校及び高等学校」に改める。

同表の第七号の二の次に次の二号を加える。

七の三	旧国民学校令による国民学校専科教員免許状を有する者で、五年以上中学校の教員（文部省令で定める旧令による学校の教員を含む）として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するもの	中学校の教員の二級普通免許状
七の四	旧国民学校令による国民学校初等科教員免許状を有する者で、五年以上小学校の教員（文部省令で定める旧令による学校の教員を含む）として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するもの	小学校の教員の二級普通免許状

同表の第九号の上欄中「昭和二十三年三月三十一日現在」を「昭和二十二年三月一日から昭和二十三年三月三十一日までの間において」に改める。

同表の第十四号の上欄中「教員と

なることのできる者」の下に「この表の第二十号の三の上欄に掲げる者を除く。」を加える。

同表の第二十号を次のように改める。

二十の二	イ 電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第四十條の規定による第一級無線通信士（以下「第一級無線通信士」という。）又は第一級無線技術士（以下「第一級無線技術士」という。）の資格を有する者 ロ 電波法第四十條の規定による第二級無線通信士又は第二級無線技術士の資格を有し、二年以上無線通信に關し、実地の経験（文部省令で定める学校の教員としての経験を含む。第二十号の二のロ、第二十号の四及び第二十号の五の場合においても同様とする。）を有する者で技術優秀と認められるもの（教員としての経験を要件とする者にあつては良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するものとする。第二十号の二のロ、第二十号の四及び第二十号の五の場合においても同様とする。）	中学校及び高等学校の教員の仮免許状
二十の三	イ 旧無線電信講習所官制（昭和十七年勅令第二百七十四号）による無線電信講習所、旧通信院官制（昭和十八年勅令第八百三十一号）による官吏練習所又は旧通信講習所官制（昭和二十年勅令第三百三十五号）による高等通信講習所における修業年限三年の課程を卒業した者 ロ 第一級無線通信士又は第一級無線技術士の資格を有し、三年以上無線通信に關し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められるもの	中学校及び高等学校の教員の仮免許状
二十の四	船舶職員法（明治二十九年法律第六十八号）第三條の規定による甲種二等航海士（以下「甲種二等航海士」という。）又は甲種二等機関士（以下「甲種二等機関士」という。）の海技免許状を有する者 甲種二等航海士又は甲種二等機関士の海技免許状を有し、五年以上船舶に關し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められるもの	中学校及び高等学校の教員の二級普通免許状
二十の五	旧専門学校令による高等商船学校及び函館水産専門学校の遠洋漁業科（函館高等水産学校の遠洋漁業科を含む。）並びに旧水産講習所官制（明治三十年勅令第四十七号）による第一水産講習所の漁業科（水産講習所の遠洋漁業科及び第一水産講習所の遠洋漁業科を含む。）を卒業した者で、船舶職員法第三條の規定による甲種一等航海士又は甲種一等機関士の海技免許状を有し、三年以上船舶に關し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められるもの	中学校及び高等学校の教員の二級普通免許状

同表の第二十四号の下欄中「幼稚園の教員の二級普通免許状」を「幼稚園の教員の仮免許状」に改める。

同表の第二十五号を次のように改める。

二十五

イ 前條又は本條若しくは第七條の規定により、教員の一級普通免許状若しくは二級普通免許状を有するものとみなされた者又はその授與を受けることのできる者で、一級普通免許状の場合にあつては三年以上、二級普通免許状の場合にあつては十年以上、教育職員（これに相当するものとして、文部省令で定める学校の校長及び教員並びに学校以外の教育施設の長及びその施設において教育に従事する者を含む。以下第二十六号から第二十八号までの場合においても同様とする。）又は官公庁若しくは私立学校における教育事務に関する職員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するもの
ロ この表の第二十六号及び第二十七号に該当しない者（イに掲げる者を除く。）で、この法律施行の際現に校長の職にあるもの
ハ 昭和二十六年四月一日現に国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第九條に掲げる商船高等学校の校長の職にある者

校長の仮免許状

同表の第二十九号の上欄中「教育長又は官公庁の一級若しくは二級の官吏若しくは吏員」を「教育長、官公庁の一級若しくは二級の官吏若しくは吏員又はこれらに相当する職員」に改める。

同表の第三十号の上欄中「若しくは官公庁の一級若しくは二級の官吏若しくは吏員」を「官公庁の一級若しくは二級の官吏若しくは吏員又はこれらに相当する職員」に改める。

同表の第三十一号の上欄に次の一号を加える。

ニ 大学の教員（これに相当するものとして文部省令で定める旧令による学校の教員を含む。）として五年以上教育に関する科目を担当し、良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有する者

第七條第一項本文中「文部省令で定める旧令による学校の校長及び教員並びに」を「文部省令で定める学

校の校長及び教員、文部省令で定める学校以外の教育施設の長及びその施設において教育に従事する者並びに」に改める。

第八條中「第一條、第二條又は第七條の規定により、免許状を有するものとみなされた者又はその授與を受けた者を除く。」を「第一條第三項、第二條又は第七條の規定により、免許状の交付又は授與を受けた者を除く。」に、昭和二十六年三月三十一日まで」を「昭和二十七年三月三十一日まで」に改め、同條に次の一項を加える。

2 昭和二十六年三月三十一日において学校教育法第九十八條に規定する従前の規定による商船学校の教員である者は、免許法第三條第一項の規定にかかわらず、昭和二十七年三月三十一日まで、国立学校設置法第九條に掲げる商船高等学校の教員であることができる。

附則第三項及び第四項を削り、附則第五項中「昭和三十一年三月三十一日まで、」を「昭和三十六年三月三十一日まで、」に改め、同項を附則第三項とする。

附則
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。